

浦 監 第 37 号  
平成 28 年 5 月 17 日

浦安市監査委員 黒 田 レイ子

同 醍 醐 唯 史

同 秋 葉 要

平成 27 年度定期監査（都市整備部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

なお、当該監査を行った監査委員は、次のとおりです。

黒 田 レイ子 佐久間 秀 雄 秋 葉 要

## 平成 27 年度定期監査（都市整備部）の結果報告書

### 1 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から 12 月 31 日又は平成 28 年 1 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

### 2 監査対象部局

都市整備部

### 3 監査の実施期間

平成 28 年 1 月 4 日又は 2 月 1 日から平成 28 年 5 月 13 日

### 4 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

### 5 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、事務処理上の軽易な誤り等（注意事項）があったことから、別途、注意し改善を求めた。

#### （備考）

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるとして認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。